

# 令和8年第1回砂川市議会定例会

令和8年3月11日（水曜日）第3号

## ○議事日程

開議宣告  
日程第 1 一般質問  
延会宣告

## ○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武 田 真 君  
小 黒 弘 君

## ○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

## ○欠席議員（0名）

### ○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之

総務部 兼 会計管理 部長	三橋 真樹
総務部 審議 監	安原 雄二
市民部 長	堀田 一茂
保健福祉部 長	島山 秀樹
経済部 長	野田 勉
建設部 長	斉藤 隆史
病院事務局 長	朝日 紀博
病院事務局 次長	為国 泰朗
病院事務局 審議 監	倉島 久徳
総務課 長	岩間 賢一郎
政策調整課 長	安武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育 次 長	玉川 晴久
指導 参 事	神島 亘基
教育委員会 技 監	徳永 敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局 長	下道 くみこ
---------	--------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局 長	三橋 真樹
--------------	-------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局 長	野田 勉
------------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局 長	安武 浩美
事務局 次 長	越智 朱美
事務局 係 長	野荒 邦広
事務局 係 長	佐々木 健児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) おはようございます。それでは、通告に基づきまして私からは大きく2点について伺います。大きな1、町内会の持続可能性と組織再編についてであります。本市においては、平成23年に協働のまちづくりに係る町内会実態調査を実施し、町内会活動における課題として会員の高齢化、役員の成り手不足、市からの依頼事項の過多等が指摘されておりました。しかし、同調査から約15年が経過した現在、これらの課題が一層深刻化し、持続可能性が危ぶまれる町内会も見受けられる状況にあると推察されます。そこで、次により伺います。

(1) 平成23年の実態調査以降の推移及び現状認識について。

①調査当時、役員の成り手不足の要因として現役世代は仕事との両立が困難であるとの意見が寄せられておりましたが、その後、市として現役世代が参加しやすい環境整備、ICT、デジタル化の導入支援等に向け、具体的にどのような施策を講じてきたのか。

②同調査以降、同様の実態把握や課題解決に向けた検証等を実施しているのか。

③同調査により明らかになった課題のうち、解決に至ったものがあるのか。また、現在も未解決あるいは当時より深刻化していると認識している課題はあるのか。

(2) 小規模町内会の統合・再編支援について。同調査においては、既に10世帯以下の町内会が存在し、全体の約55%が統合・再編が必要、または必要だが困難であると回答しております。また、歴史的背景や会費制度の違いが障壁となり、自主的な合併が進まない実態も指摘されています。町内会が任意団体である一方で公共性の高い活動を担っている現状を踏まえれば、市が条件整備の仲介等を通じ、より積極的に調整機能を果たす必要があると考えますが、市の見解について。

大きな2点目として、町内会活動の役割と負担の整理についてであります。平成23年に実施された協働のまちづくりに係る町内会実態調査によれば、町内会は福祉、防犯、環境美化、さらには行政文書の配布に至るまで多岐にわたる公的性格を有する業務を担っている実態が明らかとなっております。本来町内会は加入・脱退が自由な任意団体ですが、現実には、公共性の高い活動を担う存在として機能しており、その役割を現状に即してどのように整理するかは今後のまちづくりに関する重要な課題であると考えます。そこで、次

により伺います。

(1) 砂川市協働のまちづくり指針によれば、町内会は地域コミュニティの最も基礎的な組織とされています。市は町内会の本質をあくまで住民が自発的に集う自主的な親睦組織と認識しているのか、それとも行政サービスの一部を補完し、公的役割を持つ協力団体と位置づけているのか、本市における制度上の認識について。

(2) 本来は全市民でひとしく負担すべき公共性の高い活動を加入・脱退が自由な町内会の負担で実施している現状を市はどう認識しているのか。

(3) 費用負担の公平性の観点から、公共性の高い活動については負担の整理が必要と考えますが、市の見解について。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 大きな1、町内会の持続可能性と組織再編についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)平成23年の実態調査以降の推移及び現状認識についての①調査後、市として現役世代が参加しやすい環境整備に向け、具体的にどのような施策を講じてきたのかについてであります。町内会の実態や課題を把握し、今後の連携や支援の在り方を検討することを目的として平成23年度に実施した協働のまちづくりに係る町内会実態調査では、町内会活動を行っていく上での課題として役員の成り手が不足していると回答した町内会が67.0%と最も多く、半数以上の町内会が課題として挙げておりました。その背景として、会員の高齢化はもとより、現代の暮らし方の変化による共働き世帯の増加や役員としての拘束時間の長さなどの要因が考えられ、現在はさらに少子化が進み、一層深刻化していると考えているところであります。

調査結果を踏まえ、市としましては平成25年度より市民活動等入門講座及び地域力UP講座を開催し、地域コミュニティの活動を担う人材の育成と将来的に活動を支える人材の確保に取り組んでまいりました。また、同じく平成25年度には、町内会による地域活動や地域の身近な課題に向けた取組に対し、砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金を創設し、支援を行っております。この補助金は、地域コミュニティの充実、強化が図られるように、多世代が交流するイベントや子ども会のイベントの開催など、現役世代の参加を促進するための活動に活用されてきたところであり、令和4年度より負担軽減と利便性の向上を図るため、補助申請書等への押印廃止及びオンラインによる申請を開始したところであります。

次に、(1)の②調査後同様の実態調査や課題解決に向けた検証等を実施しているのかについてであります。平成23年度の実態調査以降、全町内会を対象とした実態調査は実施しておりませんが、地域コミュニティ活動支援事業補助金の申請、実施報告の際に各町内会の活動状況や課題について聞き取りを行っているほか、毎年町内会からの要望事項

に対して回答を行う町内会連合会との懇談会を実施することにより町内会の課題の現状把握に努めてきたところであります。また、介護福祉課がこれまで行っていた高齢者見守りについての聞き取り調査において町内会の課題についても多く聞かれたことから、令和7年度より町内会の課題、ニーズ等に関する調査項目を追加し、調査結果について市長公室課と情報共有を図っており、令和8年度からは市長公室課も聞き取り調査に同行し、町内会役員から町内会の課題等を直接伺う予定であります。

次に、(1)の③同調査により明らかとなった課題のうち、解決に至ったものがあるのか。また、現状も未解決あるいは当時より深刻化していると認識している課題はあるのかについてであります。平成23年度の実態調査で明らかとなった課題のうち、活動費が不足しているとの課題については、地域コミュニティ活動支援事業補助金の創設、拡充による活動費の支援により一定程度の成果があったと考えております。また、活動や会議をする場所がないとの課題については、会館建設等補助金制度の拡充を行い、支援しているところであります。一方で現在も未解決あるいは深刻化しているものとしては、少子高齢化がさらに進み、加入世帯数も減少していることから、役員の成り手が不足している及び役員会員が高齢化しているとの課題については、依然として解決が難しいものと考えているところであります。

次に、(2)小規模町内会の統合、再編支援についてであります。ご指摘のとおり、平成23年度の実態調査において10世帯以下の小規模町内会が存在し、全体の約55%が統合、再編が必要、または必要だが困難であると回答しております。町内会の統合、再編はあくまでも地域住民の自主的な判断に委ねられるものであり、役員同士の合意や住民感情の整理が不可欠であります。また、実態調査では、活動内容や財産管理などの調整事項が多く、歴史的背景や会費制度の違いなどから統合、再編に向けた協議が進められない実態があることも明らかになっております。このことから、町内会から相談があった場合は、町内会連合会と連携しながら具体的な支援の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、大きな2、町内会の役割と負担の整理についてご答弁申し上げます。初めに、(1)市は町内会をどのように位置づけ、認識しているのかについてであります。本市の協働のまちづくり指針において町内会は地域コミュニティの最も基礎的な組織と位置づけており、町内会は同じ地域に住む住民が自主的に組織し、地域の生活環境の向上や住民同士の交流の促進を目的に活動する加入、脱退が自由な任意団体であるという法的な観点を持つ一方で、地域の安全や生活環境の向上に貢献し、市からの回覧等の情報伝達など公共性の高い活動を担う存在として機能しているという実態があります。本市としては、町内会は住民が自主的に集う自主的な親睦組織という側面はもとより、道路や公園の草刈り、ごみボックスの設置、維持などの環境美化活動、子供や高齢者の見守り、防犯灯の設置、維持などの生活安全活動だけではなく、災害時における会員への情報伝達や要援護者の安

否確認や避難誘導などの防災活動を担うという過疎地特有の実情があり、行政サービスの一部について協力いただいていることは事実であります。これからも地域住民とつながる接点として大きな役割を果たしていただき、行政にとって欠かせないパートナーとしてお互いの役割と責任を認め合い、補い合う関係にあるものと位置づけているところであります。

次に、(2) 本来は全市民でひとしく負担すべき公共性の高い活動を加入、脱退が自由な町内会の負担で実施している現状を市はどう認識しているのかについてであります。町内会には防犯、見守り、環境美化など公共性が高く地域住民が安全、安心に暮らせるまちづくりの一翼を担っていただいております。少子化や高齢化により人口減少が進む中、行政だけでは担えない部分を地域の皆さんの協力を得ながら公共サービスを維持し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。そのため、地域の皆さんと共によりよい地域社会を築いていくために市民一人一人がまちづくりに参加し、地域全体が関わりを持ってまちづくりを担っていただくという協働のまちづくりの取組を町内会の皆さんに理解していただけるよう努めてまいります。

次に、(3) 費用負担の公平性の観点から、公共性の高い活動について負担を整理することに対する市の見解についてであります。市では地域コミュニティ活動支援事業補助金や会館建設等補助金など町内会活動への財政的支援を行っているところであります。近年一部自治体において町内会の業務の負担感の見直しを進める自治体があることも把握しているところであります。今後とも不公平感を是正し、安全、安心なまちを構築するため、他自治体の取組を注視し、今後実施する訪問調査を通じ、公共性の高い活動に対する町内会の負担感について把握に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していきたいと思っております。

まず、大きな1点目の町内会の持続可能性と組織再編についてであります。まず(1)の実態調査以降の現状認識ということで、①ICTの導入の状況ということなんですけれども、先ほどの答弁ではコミュニティ補助金等について一部インターネット等を通じて申請することができるようになってきたと伺いましたが、この電子化のコミュニティ補助金の申請に関する利用実績の状況についてまず伺います。

また、インターネット等を利用していない、オンラインを利用していない町内会の理由等がもし分かるものがあれば、まずその点から伺っていききたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 電子申請の利用実績でございますが、令和6年度の実績で申し上げます。申請のあった町内会、交付の決定のあった町内会は81町内会でございます。このうち、電子申請を行ったのが37町内会でございます。また、利用実績においてインターネットを利用された町内会が23町内会でございます。利用されない町内会の実態というこ

とでございますけれども、端末を保持されていないですとか、利用が不得手であるとか、そういった理由があるものと推測をしておりますけれども、具体的な理由については把握はできておりません。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 予想外に少なかったかなと思いました。そうしますと、私からいろいろ提案しようかと思ったんですけれども、こういった申請業務以外に現役世代の参加を促すための例えば電子回覧板であるとかSNSの活用などを提案しようかなと思ったんですけれども、実態としては非常に厳しいかなという認識を受けました。ただ、少ないとはいえ利用実績も出てきているということで、その他町内会の活動においてこうしたICT化を進める。市がこの導入を、例えば今現状申請されていない補助金においても、半分以下のところしか利用されていない状況であります、これを後押しするような考えはないかを伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 今現在町内会の負担を軽減する取組の一環として、今ほど議員からご提案がありました回覧板等においてLINEグループを構築して回覧をする自治体ですとか、これは札幌市の例であったりするんですけれども、そういった電子化に向けた取組を町内会にご紹介をする、またはそういった取組に対して補助制度を創設するという自治体があることも理解はしております。ただ、現状、今ほど申し上げたとおり当市の場合においてはICT化を町内会に積極的に勧奨するような状況にはないと考えておりますし、その取組を実施している都市というのは大きな都市が多くて、公共交通においてキャッシュレスを当たり前のように利用されている市民の方が多いですとか、小規模店舗においても買物でキャッシュレスが利用されているとか、そういったインフラが整っているところが多いように見受けられます。ですので、当市においてもそういった利用環境が整ってくれば町内会にはお勧めできるのかな、またご紹介できるのかなとは考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 実際に私の町内会でもどうなっているかといえば、せいぜい役員会ぐらいのLINEは使っておりますけれども、それを拡張するとなると現実問題としてスマホを所有していない高齢者はかなりの割合でいらっしゃいますので、これはかなり難しいなと思います。やはり時代の進捗に合わせてそういったものを少しずつ取り入れていくしかないのかなというのが現状かなと私も理解しました。

そこで、②の23年以降の実態調査ということでもありますけれども、23年のような同等の調査は実施されていないということでもあります。15年たって環境等変わって、協働のまちづくりの政策あるいは町内会政策をするための基礎データが更新されていないということになるのかなと思います。もちろん平成23年のような大規模な調査は実施できな

いんですが、先ほどの答弁を伺っている限りは、捕捉といいますか、何かと並行しながら情報はしっかり集めていくということと来年度から介護福祉課の調査に同行しながら情報収集するということとあります。そうしますと、15年間データは更新されていなかったわけではありますが、もちろんアンケート調査のようなことは難しいのかもしれませんが、基礎的なデータというのは来年度以降の調査で集めていくことができると理解しているのか、その確認をしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 町内会の加入世帯の状況ですとか、そういったものについては町内会連合会と情報を共有しております、現在の町内会数であるとか世帯数であるとか、そういったものについては基本的には毎年確認をしているところでございます。また、町内会の悩み事につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり介護福祉課で聞き取り調査を実施しております。見守りをしていただいておりますので、その一環として町内会の状況ということ把握する中で町内会の悩み事ということのご意見が多く寄せられているということで介護福祉課から市長公室課に報告が上がってまいりましたので、そういった部分でアンケートの調査結果は当然私どもでも把握、市長公室課でも把握をしておりますし、今後訪問調査に同行する中で具体的に町内会の活動状況と今後の支援策といいたいでしょうか、行政に対する思いという部分も含めて把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 しっかり情報把握を進めていただきたいと思います。そこで、③のところなんですけれども、解決に至った課題は補助金の新たな創設等進んでいる部分がありますが、深刻化しているのは、ここは私も同じ共通認識でありまして、やはり高齢化が進んだということと役員の成り手不足が深刻だということなんですけれども、これは(2)にもつながるんですけれども、人口減少を踏まえますと、当然ですけれども、個々の会員1人当たりの負担感が当然この15年間で増えたとも思います。役員負担、あるいは様々な行事、行政との関係性も踏まえてですけれども、様々な公共的な活動についても一人一人の負担が増えたんだという、それは行政側と私どもでも共通認識が得られているのかなと思います。

そこで、(2)の小規模町内会の統合、再編ということになっていくんですけれども、まず基礎的な数字の部分をちょっと双方確認したいなと思うんですけれども、平成23年の調査によりますと、88町内会ですか、当時あったと思うんですが、その後町内会の数の変遷と、あるいは加入世帯の規模、このときは10戸以下の町内会が6町内会あったと思うんですが、加入世帯の規模の状況あるいは加入率等、その基礎的な部分についてまず確認をさせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 何点かございました。まず初めに、現在の町内会数ということ

でございますけれども、平成23年当時は88、今現在は86町内会ということで、2つの町内会が減少している状況にあります。10世帯以下の町内会の数でございますけれども、平成23年度調査では10世帯以下の町内会が6町内会ございました。今現在は7町内会ということで、1町内会増えている状況でございます。加入率でございますけれども、先ほどご答弁したとおり、実態調査はしておりませんが、町内会連合会で会費納入世帯数を把握しておりますので、この世帯数を基に加入率の推計をしております。令和7年度、町内会連合会会費納入世帯数は5,839世帯でございます。令和8年2月末現在の本市の世帯数は8,355世帯でありますので、加入率は69.89%と推計をされます。23年度調査時点の加入率は76.53%ございましたので、調査当時と比較しますと6.64ポイント程度減少しているものと推計しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 ちょっと予想より加入率が低下している状況かなということが分かったと思います。そこで、合併、再編が進まなかった理由についてなんですけれども、先ほどの答弁では財産管理の話と、あるいは各自治会のこれまでの経過等も踏まえてなかなか進まないのかなということと、もし合併等の再編の要望があった場合は町内会連合会と連携しながら相談があった場合は進めていくというような答弁だったと思います。これは、私も非常に難しいなと思っております。というのは、まさに町内会というのはあくまでも法的には権利能力なき社団ということで、特に法人格があるわけでも、何もない団体であります。加入、脱退も自由な団体であって、私の町内会の規約を見ても基本的には合併をどうするとか、そんな項目はないわけでありまして、あるとしたら、ほかの町内会ではあるかもしれないけれども、解散のときにどうするかぐらいは規約に書かれている町内会がもしかしたらあるかもしれません。多分せいぜいそのぐらいなのかなと想像いたします。

具体的に過去の平成23年の調査を見ても、まさにどうしたらいいか分からないというところが多数なのかなということをおもひます。例えば日本の世界には様々な団体が数多くあります。例えば会社法に基づく会社であれば、完全に会社法に基づき様々な規定がございます。例えば合併するに当たっても、事細かくどういうことをしていくんだということが法律自体に細かく定められておまして、実際それを手続でどうするかというのは商業登記法ということで、完全に公的な法的ないわゆる法人については、会社法に基づく会社であれ一般社団法人に基づく団体であれ完全に法律に基づいて制御されているわけでありまして、当然それは、一般の会社であれば債権者あるいは株主といった利害関係者が多数いる中でそれらの調整をしていくんだという仕組みが整えられているわけでありまして。

一方、親睦団体である町内会においては特にそういうことは当然定められていない。そもそも想定されていない団体だったと私も思います。ですが、現実問題としてやはり統合、再編というのは避けては通れないのかなと。先ほども答弁がありましたが、会員数も減っ

ていると、一方では町内会の数がそれほど変わっていないということで、減った町内会の状況というのは88から86になった2つの町内会というのは私も知っております。1つは宮川団地ですよね。宮川団地については、当然住んでいる人が施策、ああいう形でなくなってしまった以上、それはどういう形でそれが消滅したのかはちょっと分からないんですけども、それは隣接する町内会に合併したのか吸収されたのか分かりませんが、物理的にその地区がなくなったことによって町内会がなくなったというのがあります。もう一つも恐らくそのような状況だったのかなと伺っておりますので、いわゆる自然減だと思います。当事者の意思に基づいて消滅したというのは、この15年間はなかったのかなと思います。

そうしますと、私がここで引かかるのは、各種法的法人の合併、再編手続というのがある一方で、当市のような町内会の権利能力なき社団、これは当市だけではなく他の自治体も同様のものだと思いますが、その再編手続というのは誰がそれを考えたらいいいのかということになっていくと、やはり当事者間だけでは私は非常に難しいなと思います。というのは、権利能力なき社団といえども、財産があつたり、あるいは市の補助で購入した物品等があるわけでありまして。じゃあ、その権利関係どうするんだという法的な側面と、それと各町内会の会員の意思の部分もありますよね。その辺をしっかりと整理しなければ、役員の方の努力、あるいはいきなり市に相談して持ってこられても、やはり市の側としてもどうしたらいいんだということ、何かある程度のプロトコルといいますか、手順が市にもないと相談業務には私は応じられないのかなと想像いたします。

であれば、ある程度の、あまりがちがちにしないでいいと思うんですけども、ガイドラインのようなものを整備して、そういった相談があった場合に随時相談できるような体制をあらかじめ私は整えておくべきだと思いますし、特に法的な部分の整理というのはやはり1町内会では対応できるものではないのかなと。一々町内会長さんが弁護士に相談するとかというのも、そんな大げさな話になりかねないと私は思っていますので、そこまですべて町内会に負担を負わせるというのはあまり現実的ではないのかなと思いますので、まずはこうした部分、法的な部分の整理、あるいは手続論の部分ですよね、どういった手続で進めるのかという点については、もう既に他の自治体でもそういった状況を整備している自治体も見受けられますので、この辺はそうしたものを参考にしながら整備していくという考えはできないかということについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 今議員からお話がありましたけれども、2つの町内会がなくなっている。1つは宮川団地町内会で、もう一つは吉野変電所町内会でございます、いずれも隣の町内会に合併をされているということは、町内会連合会の50年の記念誌を作成している中でも記載がございましたし、私どもの中でも引継ぎをされております。ですので、言われたとおり自然減でありまして、町内会が合併したというよりも、建物自体、住

んでいる方がいなくなったことによって、その区域をカバーするように隣の町内会が統合したという状況でありまして、実際活動中の団体が合併をしたという事例は過去に見受けられません。ですので、先進事例とか先進都市の状況を参考にするよりほかはないのかなと思ひまして、私も同様の考えの下いろいろ調べたりもしておりますが、なかなか行政で任意団体にどこまで介入していくべきなのかということも1つ課題になっておりますので、そこは町内会連合会とも、町内会の現状を考えるといずれ合併しなければというような声も出てくる状況にあると思ひますので、そういった部分については町内会連合会とも協議をしながら、どのような対応を取るべきなのか、またご提案のあったガイドラインのようなものをどのように策定していくべきなのかというところを調査研究をさせていただき、町内会連合会と相談をさせていただきたいと思ひます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 もちろん私自身も行政が関われる範囲というのは非常に限定的だなという事は理解しております。コンサルタントといひますか、法的な部分のアドバイスであったり、先進自治体の事例を参考にしながら、例えば合併協議書のひな形をつくるとか、そういった部分の支援というのは市の役割は極めて大きいかと思ひますし、あとは例えばですよ、合併に当たって事務費等が発生するのであればその一部を負担するとか、そういったことがあくまでも自主的な団体である町内会の支援としては行政の役割は重大だなと思ひますので、ぜひとも連合会とも連携しながら進めていただきたいなということ、大きな1点目については終わりたいなと思ひます。

そこで、次に大きな2点目もいろいろ関係してくるんですけども、まず町内会活動の役割と負担の整理についてということなんですけれども、(1) 当市における位置づけということでもあります。これについては、私もほぼ同じ見解を持っています。親睦団体である、しかも公的な役割も担うという両面の側面がある団体だと私も認識しております。これについてはお互いに一致しているのかなと思ひますけれども、ただこの認識を前提に具体的なお話をさせていただきたいなと思ひますけれども、まず町内会の法的な立ち位置なんです。先ほども若干触れましたけれども、いわゆる法人格がない団体であると、あくまでも権利能力なき社団ということ、判例でこういう条件がそろったのが権利能力なき社団というのが定まっているということ、判例でふわっとつくられている団体なんです。当然法人格がありませんから、登記もできません。例えば契約するに当たっても、町内会の役員の名前で契約したりというような場面が多々あります。

ただ、こうした部分というのは、単なる加入、脱退が自由な任意団体である組織にもかかわらず、公的な責任や法的リスクが個人に負わされているという結果で運営されているのが実態なのかなと。ふだんは意識は私たちもしませんけれども、何かトラブルがあった場合は、じゃあ誰の責任になるんだという法的リスクの部分というのはふだん意識していないんですけども、潜在的にあるのかなということもあって、役員の成り手不足を加速

させている要因の一つではないかなと私は考えております。

平成23年の調査にもあったんですけども、役員の成り手不足の一つの要因として、それはアンケートに書いてあったんですが、役員になるくらいなら町内会をやめるというふうな方もいらっしゃる。責任の負い方等について恐らくその方は何らかの知見があったのかと思うんですけども、そういった部分でやるくらいなら町内会を抜けるんだという人もいるくらいの忌避感がある人もいらっしゃいます。そうしますと、任意団体にすぎない町内会がそうしたいいわゆる法理上あるいは運用上の矛盾が出てきているのが現状ではないのかなと思います。

まず、(1)については共通の認識ということで、(2)、(3)について議論を深めたいと思うんですけども、まず町内会が行っている公的な役割、公共性の高い活動は何であるかということの一部先ほどの答弁でも触れられておりました。見守りであったり、ごみボックスあるいは防犯灯の維持、災害時の対応という、そこが公共的な役割なのかなと思うんですけども、まず砂川市における協働のまちづくり指針、私も手元にありますが、ここを見ていきますとその辺の定義というのははっきりするのかと思います。このまちづくり指針の9ページにあるんですけども、協働の領域というのがあります。砂川市のまちづくりにおける市民と市の関わり方には様々な領域があるということがここに定義されておまして、AからEまであるんですけども、Aは市民主体で行うもの、Bが市民主体で市が協力するもの、Cが市民と市が連携協力するもの、Dが市主体で市民が協力するもの、Eが市主体となるもの。だから、AからEに至ると市民から行政にと、これは厳密に区分するのは難しいグラデーションのように変化していくものかなと思うんですけども、実際町内会の活動をこれに当てはめていくとどうなるのかということ、Aというのは町内会の親睦行事とかですよ、スポーツイベントをやったりとか、そういうのが市民主体。ただ、もちろん補助金等が入れば恐らくBになるのかなと、市民主体で市が協力するものということで。A、B、C、Cは恐らくまさに見守りとかだと思うんですけども、市と町内会が半々で協力しながら行っていくもの、DとEというのは恐らく先ほどのごみボックスとか防犯灯という領域に至るのかなと私は思っておりまして、これは議論があるところではありますが、少なくともDとEの領域、CからD、Eに至る部分が恐らく公共性の高い活動ではないかなと私は考えております。そこで、この領域に当たる部分、これについては様々な議論があるので、こうだとは私も言いませんけれども、少なくとも砂川市の協働のまちづくり指針によればこのように分類してもいいのかなと思います。

私が今この質問をした理由の一つとして、CとDとEの領域、特にDとEですか、特に本来市が主体となるべき業務という部分が町内会のかなりの領域を占めてきて、かなりこれが町内会の疲弊につながっているのではないかなという問題意識を実は持っております。この部分は、何が何がという話をすれば各論になりますし、所管もありますから、ここではあくまでも頭出しにとどめますけれども、こういった部分の負担がますます増えていく、

しかも町内会の加入率もかなり減ってきている、この15年間。しかも、重大な問題としてはやはり高齢化が進捗していると、会員の数も減っているという中で一人一人の負担、プラス特に役員の負担感がますます増加しているのが現状であるのかなと。ひいては、それが町内会の加入率の低下等につながっているのではないかという私は問題意識を持っております。

そうしますと、状況に合わせてCとDとEの何がとはここでは言い切りませんが、そうした部分について、先ほどの答弁でも自治体がかなりそういうものを持っていったような自治体もあるというような話が答弁であったと思うんですけれども、この辺は協働のまちづくりの担当課が総論を整理するのか、各担当の部署が整理するのか、あると思うのですが、今ここでそういった部分について市が維持管理に責任を負うという形にシフトすべき時期に来ているのではないかなと私は思うのですが、この点について市の見解を伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 実際に町内会の負担を軽減するような取組をしている自治体が道内にもございます。私どもも把握しているところでございます。私どもでこの協働のまちづくり指針を策定した当時というのは、確認したこととして、市で財源が限られているので、今後は効率的にサービスは集約化も効率化も進めていかなければならない状況にある、全てを公共サービスで担っていくのは難しい状況にありますよと。そういった中で、市民参加型のまちづくりというものも叫ばれている中で、住民の皆さんの協力を得ながらまちづくりを共に進めていくんだという思いの下つくられたのが当時の指針でございます。

今現在も人口は減少していく、その状況をしっかりと受け止めた中でまちづくりを進めていこうということで、国でも基本方針の中でうたわれてきています。そういった中で、スマートシユリンクと言われていたりもして、賢く縮小していこうではないと言われていた中で注目されているのは、町内会ですとか、そういった住民の自主的な組織に今後は住民が主体となって活躍をしてもらうのだというような記述も私は拝見しております。ですので、町内会が疲弊している状況にある中で町内会に負担を強いるのは大変ではないのかという意見もある中で、今後も人口減少していく、サービスは限定していかなければならない、集中していかなければならないという状況で、市民の皆さんの協力を得ていかなければならない環境というのは変わっていません。ですので、協働のまちづくりに市民の皆さんが参画することの負担感なのか、それとも町内会の活動に参加することの負担感なのか、町内会費を納めていない方がいる中で不公平感なのかという部分をしっかりと整理して対応を図っていかなければならないのかなという認識でおります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 今ほど不公平感というお話があったと思うんですが、私はそこが重大な論点かなと、この核心かなと実は思っております。協力することについて、多くの町内

会はやぶさかではないと思っています。ただ、一方では加入率の問題があります。私は、加入率の低い自治会はどういうところかなと思ってざっと自分でも見に行ってみたんですけども、やはり集合住宅が多い地区がそのような傾向があるのではないかなというような感覚を受けました。厳密に数字の根拠があるわけではありませんが、実際そういった町内会の会長さんとお話をしてみたんですけども、やはり大変だと。訪問に行ってもいいいと。もちろんその町内会長さんは全然手抜きをしているわけではないんです。しっかりチラシを入れたりとか勧誘をしているんですけども、なかなか理解を得られないんだという状況があるという話もお伺いしております。

公平性の観点、(3)で費用負担の公平性の観点と出したのはそこなんです。私は、その1点、公平性の観点がやはり重要な課題なのかな。というのは、経済学の教科書に書いてあるんですけども、公共財の概念ですよ。町内会が維持しているまさにごみボックスだったり防犯灯というのは、会費を払っていない方もその恩恵を受けることができるわけでありまして。いわゆる非排除性という概念なんですけれども、当然ですよ、防犯灯を止めろというわけにはいきませんから、その部分だけ。皆さんがそのサービスを受けることができる。一方で、いわゆるフリーライダーの問題というのがどうしても構造的に出てしまうと。現状7割を切っているような町内会、全体としてですけども、中には3割、4割が町内会に入っていないような町内会も恐らくあるのかなと思うんですけども、こうしたフリーライダーの問題は構造的に排除できないというのが私は重要な課題だなと認識しております。じゃあ公共財の供給責任がどこにあるんだと。そのコストをどう公平に負担するのかというのを私は曖昧にはできない時期にもう来ているのかなと思います。それがゆえに各地で同様な議論が起きて、一部そういった部分を自治体が行うんだという流れになってきているのかなと思います。それに当たっては、どのようなやり方が適正なのかというのは議論しなければならないんですけども、会員、非会員にかかわらず公平的な環境を整えるというのが町内会の負担を減らし、ひいては町内会という組織の持続可能性を私は高めることになると考えております。もちろん協働のまちづくりの趣旨も私も当然理解していますし、住民の方も多くは理解していると思いますが、公平性の観点というのは、やはりこの議論は避けては通れないのかなと思います。この辺について、最後に私の要望としてはこの点を、公平感ということを念頭に置きながら町内会の負担の整理についてぜひその具体的な検討を要望したいなと思います。この点について最後にお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 今ご要望いただきましたけれども、私ども市の職員も町内会に参画をしております。協働のまちづくり指針の中の市の役割の中で、職員が協働の意識を高めていくのだということが市の役割だと明記をされております。ですので、私ども市の職員が町内会の一会員として活動する中で、どうしてこの町内会で活動をしているのか、

取組をしているのか、行政に代わってなぜこれを担っているのかということは、職員の立場で、一會員の立場で町内会の皆さんにお話をしていくことも大事なんだろうと思っています。それを引き続き継続していくことも大切なのだと、それを次代につないでいく。そして、高齢で大変だと、役員の負担が大きくなっているという中で私たちは何ができるのかということもしっかりと職員の立場でも考えていかなければいけないのかなと思っています。そういった負担感があることは把握しております。重ねての答弁になりますけれども、実態をしっかり調査した上で、持ち帰って、どういった対応ができるのか町内会連合会とも相談をしながら対応策については検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、私はまず1点目として海洋センタープールについてお伺いをいたします。昭和58年に公益財団法人B&G財団より無償譲渡された海洋センタープールは、現在休止中であるとのことですが、以下について伺います。

まず1点目、休止中とはどういうことか。

2点目は、再開のめどは立っているのか。

3点目、B&G財団との関係は保たれているのかを伺います。

大きな2点目として、子ども110番の家についてを伺います。義務教育学校が開校すると現在の砂川中学校在校生以外の児童生徒は全く別の通学路を利用することになります。児童生徒の安全確保を目的とし、子供が身の危険を感じたときなど緊急時に駆け込みできる場所としての子ども110番の家について伺います。

まず1点目、現在の事業の状況について。

2点目は、今後の考え方についてを伺います。

最後に、大きな3点目として児童生徒の学校への送迎車の対応についてです。現在砂川中学校の生徒を車で送迎するためのスペースや方法について意見、苦情が私のところに寄せられています。今後義務教育学校が開校するとさらに送迎車が増え、危険な状態が予想されますが、その対応についてを伺います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 (登壇) 大きな1、海洋センタープールについてご答弁申し上げます。初めに、(1)休止中とはどういうことかについてであります。海洋センタ

一のプールは昭和55年にB&G財団により建設されておりますが、昭和52年建設の体育館、艇庫とともに昭和58年に砂川市に無償譲渡されたものであります。その後、利用者数の減少も続く中で施設に係る維持管理費や老朽化による大規模改修の必要性と市内各小学校のプールが整備されたことを考慮して、平成11年度の行政改革において海洋センタープールを休止することとし、その代替措置として学校プールを市民に開放してきたところであります。この学校プールの利活用に伴い、当面の間は海洋センタープールの利用再開はない見込みであることから、平成19年に体育施設条例を改正し、海洋センタープールに係る規定を一旦廃止したところでありますが、B&G財団から無償譲渡を受けた施設でもあり、財団における施設分類や他の用途への転用を含めたプール施設の利活用等の可能性を探るため、プールについては休止としたところであります。

次に、(2)再開のめどは立っているのかについてであります。プール施設につきましては学校プールを今後も可能な限り一般へ開放することとして見通しを立てていることから、海洋センタープールの利用再開のめどを立てていないところであります。また、学校の水泳授業や一般利用の需要など、プールの必要性や他の用途への転用等も含め、施設の利活用については現時点で具体的な検討は進めておりませんが、状況の変化によっては何らかの方向性を打ち出せるものと考えております。

次に、(3)B&G財団との関係は保たれているのかについてであります。砂川市はB&G施設の道内設置第1号の自治体であることから、北海道の海洋センター所在市町村で構成する北海道B&G地域海洋センター連絡協議会の会長市であり、毎年度当市で開催される総会においてB&G財団役員にお越しいただき、意見交換を行っております。また、平成29年度にはB&G財団の事業として電気自動車を公用車として配備を受けたこと、さらに令和5年度には体育館暖房機改修において修繕助成制度を活用するなど、各種の事業協力をを行い、財団の海洋センター評価制度における特A評価を17年連続で受けております。

続きまして、大きな2、子ども110番の家についてご答弁申し上げます。(1)現在の事業の状況についてであります。子ども110番の家につきましては、平成13年6月8日、大阪府池田市で発生した池田小学校児童殺傷事件をきっかけとして全国で地域住民が子供の安全を守ろうという機運が高まり、本市においても学校の生徒指導担当教諭や警察、教育委員会の指導参事、社会教育主事で組織する砂川市青少年指導センターを推進団体として各校の通学路を基準として設置に取り組んできたところであります。現在登録数は128件であり、登下校中に不審者が出没した場合の児童生徒の保護や緊急を要する事態と判断される場合に直ちに110番通報するなど対応を担っていただいております。看板の掲示により事件発生への抑止力としての存在となつていただいております。また、児童生徒には学校において110番の家の所在や役割を認知できるよう指導を行っているところであります。

次に、(2) 今後の考え方についてであります。砂川学園の通学路については現在6校の通学路が基本となっており、これまで登録のあった方については今後も継続していただきたいと考えております。また、基本的にはPTA役員、町内会長、民生委員、商店、事業所を指定することとしており、児童生徒の登下校時間に自宅にいることや登録されていることについて広く認知される必要があること、また児童生徒の保護の役割を担っていただくことから信頼できる人物であるなどの条件があることから、大々的に募集することは難しいと考えておりますが、児童生徒の安全確保のために必要と考えておりますので、今後も登録の拡大について推進してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3、児童生徒の学校への送迎車の対応についてご答弁申し上げます。令和8年4月より砂川市立砂川学園が開校し、市内唯一の義務教育学校として市内各所より1年生から9年生までの児童生徒が通学することになります。通学的手段としては徒歩以外にスクールバス、自転車、さらに保護者等による自家用車での送迎が考えられ、送迎車及び教職員の駐車場としては昨年まで駐輪場があった学校敷地内北西側のスペースに令和9年1月までに西側駐車場を整備することとしております。西側駐車場は128台の駐車が可能であり、校舎北側の駐車場を含めて敷地内に162台の駐車場のスペースが確保できますので、これらの駐車場を活用して送迎車に対応する予定であります。なお、西側駐車場は、駐車場の西側を通る市道南吉野3条通に面して2か所の出入口を設ける計画であります。また、令和8年度に西側駐車場の工事を行う予定ですが、工事中も駐車できる場所を確保するために施工エリアを2工区に分けて、一方を工事している期間はもう一方のエリアを駐車可能とすることを検討しており、これにより全工事期間を通じて50台から60台の駐車スペースを確保し、送迎者対応に充てたいと考えております。さらに、引き続き保護者に対しては送迎する際の留意事項や交通マナーなどの周知を図り、送迎車の安全性の向上に努めてまいります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今日、久しぶりに写真を皆さんにお見せしようかなと思って持ってきました。これは、今1問目で言ったプール、教育長、見たことありますか。市長も見たことありますよね。これは、草ぼうぼうなんですよ、この辺。このシートを見てくださいよ、このままにしているという気持ちが私は分からないんですよ。あと、ここのところはちょっと近寄れないんですけども、これは多分着替えたり、何か奥屋があるところなんです、こちら側に。フェンスはぼろぼろ、さびていてという、こういう今の状態です。これはもう大体見てもらったのでいいと思うんですけども、私はまずこういう状態がずっと放ってあるということ自体、これを所管するのが教育委員会だとするならば教育委員会の気持ちが分からない。私のところにも苦情が結構寄せられてくるんです。あのままなのという話なんです。

ちょっと調べて聞いていくと、あれは休止中だということなんです。休止中とはどう

ということと私は聞いたんだけど、まともな答弁は返ってきていないんです。休止中というのはどういう状態のことを休止中と言うんですかと聞いているので、もう一回答えてください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 休止中とはどういうことかということですが、休止中ですので、その辺は状況を確認しながら危険があるような状況であれば当然その辺は手を加えるような管理はしている、管理を続けている状況ではきております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 休止中というのは、やめたんじゃないでして休止しているんでしょう。だから、再開のめどがあるからこそ休止をしているんでしょう。だけれども、先ほどは再開のめどはないんだと言うんです。一体どうするんですか、この海洋センターのプール。この惨状をどうするつもりなんですか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 ただいま現在は休止中ということで、プール再開に向けて、そちらの検討になりますと、学校プールの関係もあるので、なかなかプールというところでは話も進んでいないところなんです、財団からも別の利用目的ということで転用で何とか利用できないかというようなお話もされてきている中で、情報交換としてその可能性もこちらとして探っている状況でありますので、プールができないにしてもほかの転用できる施設を何とかその場所にといいところでは今も継続して考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 これも私の得た情報なんですけれども、この海洋センターをもし復活というか、プールを造るときにはかなり有利な補助がB&Gから示されているという話を聞いているんですけれども、この辺は今も生きているのかどうかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 助成制度についてなんです、今現在も助成制度はございまして、修繕する場合ですとか改築する場合など、ちょっと分かれているんですが、例えば改築する場合ですと、ある条件があるんですが、そちらをクリアすれば上限で1億円という助成制度はございます。その条件なんです、そちらは海洋センターの事業にいろいろ参加させていただいたりしているんですが、そちらの財団で毎年評価等をされていますので、そちらでしっかりやっけていて特Aというところで、そういう団体については1億円の制度を利用できる。当市においては、先ほども答弁で申したとおり17年連続で特Aを受けている状況だということをお伝えおきます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大分違う金額なんですけれども、滝川が新海洋センターというのを整備しますよね。これは新聞記事にあるんですけれども、B&G財団から、総整備費の10億

円、その8割、8億円をB&Gから助成を受けている。私は、同じような約束があるんだ、このプールに関して7割の補助があるという話を聞いているんですけども、これは私の情報としては間違いなのかどうか確認させてください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 議員さん今おっしゃいました70%という助成の制度もありまして、そちらは修繕の場合に上限3,000万円で補助率70%という項目がございます。先ほど申しましたある一定の条件をクリアすればというところの1億円の制度の関係につきましても、助成率は最大で80%というような制度の内容になっております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 これは、滝川の場合の10億円のうちの8割というのは全然違うメニューとして使われているということになるんですかね。私は、同じ条件で、それこそ砂川でもこのプールをやる場合に出てくるという話を聞いているんです。そういうメニューというのではないということではいいんですか、もう一回確認させてください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 今私どもで確認している限り、1億円、80%というメニューしかございません。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ちょっと私に入ってきている情報が間違っていたのかなと思うんですけども、いずれにしてもこのままで置いておくわけにはいかないと私は思っています、B&Gのプールなんですけれども。先ほどから話として出ているのは学校のプールはそのまま維持していくというようなお話がありましたので、このプールというのは別の目的でやっていきたいみたいなお話がありました。ただ、今の学校のプールって状態としてどうかといたら、かなりもう古いです。私は2年ぐらい前に中央小学校のプール、前にもお話をしたことがあると思うんですけども、行ったんだけど、もう目を洗うところの水道も結構さびさびです。このままでまだ何年も使えるという先ほどの答弁、これは子供たちにとって全然いい話ではないなと思います。そこが一般の人たちも使えるプールだというお話なんですけれども、こういう状態の中でプール授業が行われているというのは私はまずいなと思うので、先ほど言ったせっかく海洋センタープールが休止中であるならば、補助金をいただいた中で、ここで聞かなければいけないのは、例えば今の場所で建てるしか補助金というのは出ないものなのか、どこかへ移設しても出るものなのかというのをもう一回確認させていただけますか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 制度的には、移設といいますか、現地建て替えではなくて場所を移しても出るような内容にはなっております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ほかでも出るということになるのであれば、私は多分ここじゃないほうがいいだろうなど。例えばプールを建てるといったときに、海洋センターのB&Gの協力を得ながらプールを建てるといった場合に、日の出公園の体育館のそばはまだ敷地がたくさんあるので、あの辺にプールを建ててもこのB&Gの補助はもらえるということになってくると思うので、そういう考え方というのも当然あっていいかなと思うんです。それで、本当にこのプールを今の豊小と中央でしたっけ、一般の方々も、それから子供たちの授業もそのまま使っていくのかどうかという、もうぎりぎりの選択のところかなと私は思っていて、ここに関して教育長は、いわゆる水泳ということですよ、このことについてどう考えていらっしゃるのかというのをまずお伺いをしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 板垣喬博君 (登壇) 海洋センタープール、先ほど1回目の教育次長からの答弁のとおり、昭和58年に無償譲渡されて平成11年に廃止をしたと。それ以降、平成の前半に各小学校の建て替えによりましてプールが整備されたということを含めて市民プールというような市民開放をしながら現在に至っているという状況であります。それで、今現在の考え方としましては、1回目の答弁でもお伝えしたとおり、既存の学校プールをまずは最大限に活用することを優先しておりまして、当面の間は海洋センタープールの利用再開、あるいは市民プールの新たな設置といったことは今現在はまだ検討していないというのが現実です。

今後も使用する予定の平成5年に建設された中央小学校のプール、それから平成7年に建設された豊沼小学校のプールなんですけれども、建設から30年以上が経過しているということで公共施設の適正管理といった観点から毎年保守点検を行っておりまして、必要に応じて修繕等を実施して施設の安全性といったものは確保しつつ、学校の授業での使用であったり市民開放を継続していくという考え方に今立っております。この間、平成27年には両校のプールの上屋のはりですとか支柱の修繕といったものも大規模に行っておりますし、令和3年には中央小学校、それから令和4年には豊沼小学校のろ過機、心臓部になるんですけれども、このろ過機の修繕もしております。また、平成6年、7年には上屋シートについても改修をしておりますので、こういった毎年の定期的な点検やメンテナンス、修繕を含めて一定程度施設の延命化といったものを図ってきておりますので、大体ろ過機や上屋シート、はり、この辺の修繕の耐用年数を考えますと10年、15年といった耐用年数がありますので、ここについては今後もできる限りしっかりとメンテナンスを行いながら手を加えていきたい、環境を保っていきたいと思っております。

あと、B&Gの関係のお話がありましたけれども、実をいいますとB&Gの補助につきましては、上限が1億円の助成金なんですけれども、条件がございまして、実はこれにつきましては、学校プールの廃止を受けて学校の授業をまず実施すること、それから屋根を固定化した屋内プールとすること、それから温水化すること、半年以上の開館を持つこと

ということで、それで助成金額の1億円。そして、先ほど言いましたとおり私どもは17年連続で特Aという評価をいただいておりますけれども、この特Aという評価が5年以上継続している自治体、そういったところに助成額の上限の1億円といったものが当たるという制度になっておりますので、今の考え方としましては、近年猛暑による熱中症のリスクですとか、あるいは天候不順によって計画的に授業をなかなか実施できていないという状況もございますし、プールサイドの温度上昇といった部分での安全性の配慮といったものも求められてきておりました、全国的にはそういった屋内化や温水化のプールといったものが求められてきておりますので、その辺は今後学校プールの耐用年数がもうそろそろ尽きてくるといった状況になった際には、大規模改修、屋外プールに費用をかけるといった今時代の流れにはなっておりませんので、そういった際には屋内プール、温水プールといったようなことも視野に入れながら、その時期の利用状況であったり、市民ニーズであったり、それから費用対効果、国の補助制度やB&Gの助成金、こういったものも活用しながら検討する時期が来るのではないかと考えておりますので、その辺につきましては将来的な地域におけるプールの在り方といったものも念頭に置きながら、当面の間については専門業者のアドバイスを受けながら、子供たちや市民の皆様の健康と安全を第一とするような既存のプールの適切な維持管理に努めながら施設の延命化を図っていきたいというのが今現在の考え方ですので、その辺につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 ということになってくると、先ほど一番最初にお見せしたこの状態はまだ10年どころかもっと続くという可能性があるということになりかねないなと思うんです。こんなので本当にいいんだろうかと私は思っているんです。今回の一般質問は、この問題と、それから海洋センターのちょうど向かいにあるテニスコートを併せてやろうかなと思っていたんですけれども、たまたま今回予算で海洋センターの向かいのテニスコートは何か木を少しきれいにするような予算がついていたんですけれども、私はここも含め、今のところも含め、やはり公が持っているもの、それがたとえ廃止になったり休止中であつたにしても、そのまま放置しているという、これはやはりまちのイメージからしても本当によくないなと思っておりますし、公の土地がそういう状態であると民有地の皆さんも、公の土地はああやって草ぼうぼうだし、雑草もいっぱい生えているんだとすれば、うちもあまり小まめに刈らなくてもいいかなという嫌な波及効果が私は出てきてしまうのではないかなと思うものですから、こういうものはすぐに対応できないにしても、外から見たときに何をやっているんだろうなというような状況はなるべく少ないほうがいいですよ。アメニティ・タウンという言葉も最近聞かなくなってしまったんですけども、それをずっとやってきた砂川市でこういう姿はやはり見せてはいけないだろうと思うんです。プールに関しては、教育長はやらないということじゃなさそうなんです。でも、学校のプールがもつ10年ちょっとあたりは手がつかないだろうと。相当長い間プールというのができないとす

れば、海洋センターがこのまま先ほど言ったとおりで放置されていく状態が続いていってしまう可能性が高いと思うんですけれども、ここは教育委員会としてはどう考えますか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 議員さんおっしゃるとおり、放置状態は非常によくないということは認識しております。ということからも、今後は危険が及ばないように管理していくのはもちろんのことなんですけど、当然そのような放置状態という状況に見えないような対策といいますか、そういうようなところをしっかりと取り組まなければいけないなという思いはございますので、そちらの対応については今後ちょっと検討して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 具体的にどんな方法を考えていて、いつぐらいまでにやろうとされているんですか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 今この場でこれだということは申し上げることはちょっと難しいんですが、草刈り等の管理、また雑木が生えてきたときには当然その辺は処理していかなければいけないというようなことは考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 一般質問で出しているんだから、私がどういう聞き方をしてくるか想像できると思うんですよね。もう何十年と言ってもいいぐらいほったらかしにしてあるじゃないですか、これ。それで、質問が出た。その答弁がそれですか。今後検討していきますという。普通の問題じゃないでしょう、これ。と言ってもまだそのままですか、教育長、どうなんですか。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 板垣喬博君 まず危険回避といったものが一番大事だと思いますし、今議員さんからご指摘があったとお見栄え、その辺の環境美化といった視点も当然必要になっていきますので、この辺については先ほど次長からも答弁しましたがけれども、草刈りや、あるいは雑木、こういった環境美化を損なうような状態といったものはすぐにでも対応していくことを考えたいと思いますし、あと先ほど写真にもありましたけれども、支柱についているシートですとか、そういった部分についても撤去するものは撤去しながら危険のないような状況をつくっていきたいと思っています。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 早急な対処をお願いして終わりたいと思うんですけれども、2番目の子ども110番の関係なんですけれども、私は現在の事業の状況についてお伺いをしたんですけれども、答弁も何だろうという感じなんです、正直言って。今どういう活動をしているのかというのを聞きたいんです。とても大事な民と官とが協働してやって、子供たちを

見守る。まさに市長がおっしゃっている子育て中心のまちづくりに民も官も一緒になって子供たちを守ると、すごくいい事業なんですよ。ところが、この話は聞いたことないですよ、最近。子ども110番の家というのがあるのかどうなのかということすらも。私は意識するから、それぞれのお宅に黄色い看板、縦の看板がかかっているのはよく見ます。でも、その家がどういうものなのか、子供たちは多分何にも知らないと思いますよ。どうしてこういういい事業もそうやってほっといてしまうんだらうと思うんです。今年1年何しましたか、お伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 子ども110番の家につきましては、まず年度当初に校外生活の心得というようなものを毎年作っております、それには子ども110番の詳しい内容といえますか、利用の仕方ですとか、そういう説明が書いてありますので、まずそれを通じて学校が児童生徒の皆さんに渡す。そして、そのときに子ども110番の家の関係についても触れていただくというような感じで子供たちにはまずは周知を図っているところであります。あとは、子ども110番の家の方につきましても毎年同じくその心得を、子供たちにもこういうものを渡してあるからということで情報共有を図りながら送っております。そのときに継続加入についても確認させていただいておりますので、毎年何だかんだアクションといえますか、こちらから働きかけてはおります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何で今回取り上げたかという、先ほども1回目で言ったとおりで、全く通学の方法がこの4月から変わるんですよね。小学生は、特に今まで5校に通っていた子供たちは、スクールバスの子は別にしても、全て歩きながら違う道を通っていくことになるんです。子ども110番の家にしたって、基本的には通学路にあっていいことだと思うんですけども、そうじゃないかもしれないじゃないですか。私は、この義務教育学校でこのことが分かっている以上、本当に子ども110番の家が通学路できちんと子供たちが逃げられるような、そういう状況にあるのかというのはやはり調査をきちんとしてこの4月に向かっていかなければいけない状況だったと思うんです。もしかしたら違うところに増やさなかったらいけないかもしれないし、そういうことは今現在されてきたんですかね。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 今回通学路が変わるということで、当然110番の家の空白がないのかというところは気にしていたところであります。今回12月に、あいさつ運動推進協議会で来年のあいさつ運動の説明会がございました。そのときに並行して子ども110番の家の張りつき状況ですか、そちらも図面で落としながら、集まっていた町内会長さんに、今現状こうなただけけれども、今回こう変わって、生徒がこういう動線にも変わるんだというような情報交換をした中で確認を受けたところであります。その結果、特

段問題視されるようなご意見はなかったということで伺っているのですが、これまでも中学生に向けてはしっかりと、110番の家が設置されている状況であったならば、そちらは通学方向が変わりましてもその辺は十分網羅されているのかなというところで考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 子ども110番の家の看板を立てている方にお話を聞くと、何か教育委員会からありましたかと、お知らせが来ましたとは言っているんです。だけれども、定期的に来ているお知らせは、大体きちんと見る人は私は少ないだろうと思うわけです。まさに本当に子供たちにとって通学路の環境が全く違って来る今回なんですよ。これをしっかりとやって、子ども110番の家の方々にも、もう一回しっかりと、通学路が変わるし、もしかしたらどんな状況が起こるか分からないからということをもう一回しっかりと確認をし、この事業の重要性というものをしっかりと本当に考えていただくという逆に言えばチャンスなんですよ。いつもと全く違う状況だと私は本当に思っているんです。これまで5校に通っていた子供たちがみんな砂中のあの義務教育学校に行くわけですから、そこは本当にきっちりとやってほしかったし、まだ遅くないので、これからもなるべく早い段階でやってほしいと思います。

子供たちにしたって一体何なのかということをもっとしっかりと教えてあげないと、どうやってどうしたらいいんだろうか分からないと思うんですよ。これは、インターネットで引っ張ればすぐ子ども110番の家、地域で守る子供の安全の対応マニュアルというのがある、子ども110番の家の人たちにはどうすればいいんだろうって。だって、子ども110番の看板を掲げてくれている家だって、急に子供が飛び込んできて、何をやっていいのか分からないんじゃないですか、きちんと話がなかったら。せめてそのぐらいのことはしっかりとやっていくのがこの事業をやっている今の教育委員会の私は大事な仕事だと思います。ぜひ早い段階で子供たちの命、安全を守るためにも対応していただきたいと思います。約束してもらえますか。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 板垣喬博君 今議員さんをご指摘をいただいたとおりの認識を私どももしております。この20年ほど、子供たちが110番の家に駆け込むといったような緊急事態といったものは幸いなことに発生しておりませんが、いざという時のために子ども110番の家の機能化を図るということは、これは日頃から当然しておかなければならないものだと思います。ですので、子ども110番に登録されているの方々に対しましては、定期的に子供たちの安全に関する知識であったり、緊急時の対応、それから連絡、通報方法といったような具体的なものについてしっかりと周知徹底を図っていく必要があると思っておりますし、何とか不審者情報が出たときに速報で伝えるような、そういった仕組みづくり、情報提供の仕組みといったものも検討していかなければならないなどは考え

ております。また、子供たちに対しても、登下校指導であったり、集団下校訓練、あるいは社会や生活科といった授業の題材としてしっかりと学習を通じて、また保護者や地域の皆様にも学校だよりやコードモン、それから広報紙等も通じて子ども110番の家の機能や利用方法といったものについて周知を図っていきたいと考えています。そのような取組を通じて子ども110番の家の機能化といったものを図りながら、地域で子供たちを守る、安全を第一に考えていきたいということで周知徹底に努めてまいりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ぜひお願いしたいと思います。

それで、3点目なんですけれども、送迎車の関係なんですけれども、今砂中で送迎、お迎えはなかなか難しいと思うんですけれども、送る、自家用車で送っている台数って大体何台ぐらいかというのは調べたことありますか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 車の台数ということで私どもも押さえていまして、大体行き、登校が50台ほど砂中では利用されているということで伺っております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 これは本当に最近珍しいことに私のところにいろいろ電話がかかってきたり、直接お話を伺うことが多い件数だったんですけれども、私は議員としての基本としてはこういう相談事があったら必ず現場を踏むということで、3月3日の朝、見ていました。私が見た限りでは97台、先ほどのお話の倍です。これは、本当に大変なことになっています。特にちょうど、砂川中学校の手前に手押し式の信号機がある。つまり学園通りと、それから道道の交差点、きちんとした信号機じゃなくて押しボタン式の信号機だと思うんですけれども、あそこの交差点ですね、まず。先ほど次長がお話をしたのは50台ぐらい、その倍ですよ。私が3月3日の朝、集中するんですよ、やはり。7時40分ぐらいから大体1時間もいなかったんですけれども、これだけの台数が何十分かの中で集中すると危ないなと本当に思います。

その間に子供たちも通学してくるわけですよ、歩きの子供たちが。いる間にスクールバスがまず来るでしょう。あそこの道道、納炭車なのかどうか分かりませんが、大型ダンプが結構その時間に通るんです。それで、お母さん方が多いのかなと思ったんですけれども、やはり国道12号から道道に入ってきて、その信号を右に曲がって学園通りに行くという方々が多いです。つまり右折をするんです。多分仕事に行く前に何とか子供を送っていかうとするんでしょうと思うんですけれども、かなりスピードがあるんです。学園通りに入ってからスピードもあるし、何か車の動きが焦っている感じなんです。それはそうだろうと思うんです。まず子供たちを送るのに時間があるし、送った後にすぐ自分が例えば仕事に行くのでも時間があるわけだから、みんな焦った気持ちはあると思うんです。その中で短時間の間にこれだけの台数が行き来するということになると、これはいつ事故

が起こってもおかしくないかなという状況にはあります。

今後、今砂川中学校の子供たちは300人ぐらいいるんですけど、そのうち私が見ている限りでは97台、子供さん方を送ってきているんです。というのは、降ろす場所を決めているので、学園通りに入って、そこで左折するウインカーを上げた人は絶対子供を送ってきている人たちだから、その台数を数えたんですけども。仮に100台としましょうか、生徒数が今305人ぐらいですから、3分の1の保護者が子供たちを送って車で来るんです。私が見ていたときは雨が降っているわけでもない日でしたから、多分普通に毎日送ってくるんだらうと思うんです。今後4月になって、小学生たちがここにまた入ってくるわけです。今度の新しい学校は700人規模でしたよね。もしも3分の1といたら、これは本当に大変な台数になってしまうんですよ。

先ほどの答弁でいくと、今後工事をしていく西側駐車場に128台と、それから多分先生方の駐車場になると思うんですけども、スクールバスのあの辺にある駐車場が整備できるということですけども、4月からすぐその状態ができるわけじゃないでしょう、これから西側の駐車場を整備するし、それから校舎の解体もこれから、今の中学校の解体もしなければならぬので、大きな工事はまだまだ続いていくんだと思うんです。だけれども、子供たちは4月から必ず来ますから、お母さん方が送る、お母さん方と言ってはいけない、保護者の人が送るのも絶対ありますから。

私の町内会はすごく分かりやすい町内会で、うちの町内会は全部2キロ以内だから、スクールバスに乗れないんです。その先の道道から先はスクールバスに乗れるんですけども、とてもじゃないけれども、小学校1年生、うちの町内会の子供たちがあの義務教育学校まで歩いて本当にたどり着くだろうかと思うぐらいの距離です。小学校1年生も行かなければならないんです。あの坂道を下ってずっと行くんだなと思うと、これは冬になったらどうするんだらうと思うんですけども、スクールバスの決まりは決まりだから、私もそこはもう言いませんけれども、ということはお母さん方、お父さん方はやはり車で送ろうとするでしょう。ということは、今ですら3分の1の人たちが送っているとすれば、小学校になったらもっとのパーセントになるかもしれませんね。どうしますか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 開校後の送迎車の対策ということになりますが、先ほどの1回目の答弁でも申しましたが、4月からはまず西側の工事が始まりまして、そちらで半分ずつ工事をすることによって半分は駐車場として使えるようにやっていきます。そこでまず送迎の車をうまく誘導するなりしてカバーできるのかなということ考えています。開校後は、西側駐車場が基本的に保護者の送迎場所で使われるんですが、例えば駐車場内は一方通行で時計回りにするですとか、出口が学園通りに2か所一応予定されていますので、そこを出るときには左折してくださいよということでルールを決めた中で、分かりやすく誘導するような看板ですとか、サインだとか、そういうのも行ってまずは誘導しようと思

っています。そこで左に誘導することによって道道に出る車も減少するということが考えられますので、そちらは歩行者、子供たちが歩いていてもまずは安全なのかなというところで、まずそういう対策を取るのと、あと市民部と連携を取りまして、交通安全指導員の立哨指導ですか、そういう方も毎日2か所かな、今現在やっていただいているんですが、そちらの1か所としてその道道と学園通りから出る交差点に立ってもらいますとか、できる限りの安全対策を取りながら行きたいのと、あとはやはり保護者の方にルールですとかマナーを守っていただくことによってその辺は少しでも改善が図られると思いますので、そちらの周知を図るのと、対策についても考えられるできるだけのことをやって対応していきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 やはり基本現場を見てほしいんですよ。今の次長のお話だったら現場を見ていない。僕が質問を出した後だって現場は見られるんだから、見たほうがいいですよ。今言ったように右折しないようになっているんです。コドモンでもお知らせが行っているんです。でも、私が見ている限り、みんな学園通りに戻ってくるんです。約8割は戻ってくるね、みんな。そして、道道から左折して帰っていく。それはルールは守ってほしいんですよ、保護者の皆さんにもきちんとルールは守ってほしいんですよ。でも、気持ちが焦っていたら、やはりなるべく早いルートで帰りたいと、これは気持ちも分かるんです。でも、小学生まで歩くようになっていったときに、本当に一人でも事故に遭ったら大変ですよ。せっかく義務教育学校が華々しく開校になって、だけれどもこういうことでもし何かあったら本当に残念なことになるので、だから今回こうやって一般質問するんですけれども、ルールさえ決めれば大丈夫だと思っても無理です無理。それも承知の上で、もう1段アップした対策をやったりするべきではないかなと思います。そうしていかないと、本当に後悔することになったら困ります。義務教育学校がいいスタートを本当にしてほしいです。だけれども、まだ何か月か、多分1年ぐらいはばたばたしなければならないと思うので、そこさえクリアしていければ何とかかなと思うので、ぜひともそうしてください。覚悟を最後に聞かせてください。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 板垣喬博君 私もここ数日ずっと実は現地を確認しておりまして、議員さんがご指摘のように現在の砂川中学校においては、時間帯によってなんですけれども、学園通り、南吉野3条通りが渋滞したりですとか、あと敷地から出る際に右折をして学園通りに戻るといふようなことで、そこに交通量がちょっと増えてしまったり、右折をする車が並んでしまったり、また当然南吉野3条通りと道道との交差点、ここについても通学してくる生徒もいますので、車と歩行者が交錯するような、そういった危険な状況が生じる懸念があるということは認識をしております。

そのような中で、こういった状況を解消するために実は4つほど私ども対応策を今現在

考えておりました、1つはまず送迎車とスクールバスと自転車、徒歩の動線をそれぞれ別々に確保したということなんです。この動線が重ならないようにして、それぞれの専用の出入口や通り道といったものを配置して、その周知徹底を図ることによって送迎時の混雑の緩和が少しはできると思っていますし、児童生徒の安全を確保することが可能になってくるのかなと思っています。

2つ目は、送迎車用の駐車スペースの確保といったことで、先ほど答弁したとおり西側の駐車場を確保しております、入り口専用の入り口と出口専用の出口といったものを設置して、ここは出口を右折禁止とするということと入場から退場までを右回りにすることで渋滞、混雑をまず避けたいと思っています。また、児童生徒が降車する場所、降りる場所、それについては校舎に一番近い場所を指定して、そこで場所を特定することによってより安全な降車の状況をつくれるのではないかと考えています。

3つ目が交通安全対策の強化なんですけれども、これについては先ほど市民部と連携してということで、今交差点に信号機の設置ですとか、あとこれは時間がかかりますけれども、道路標識の設置を要望している最中ですし、あと登校時には交通指導員を毎朝配置して、交差点で危険のないようにということでの指導をしてもらおうと思っています。また、冬場に関しては、これは建設部と協力をしながら雪山の除排雪といったものについては徹底を図るようなことで安全確保していきたいと思っています。

もう一つ、4つ目が保護者への啓発活動ということなんですけれども、これが実は一番大事な部分でもありまして、この安全な送迎環境といったものを実現するためには保護者の皆様がルールを理解してそれを遵守してくれることが不可欠だと思っていますので、今までも行っておりますけれども、学校だよりやコドモンだけではなかなか周知を図っても徹底されない部分というのも見受けられますので、私ども開校当初には教育委員会の職員が駐車場内での誘導といったものを行いまして、こう送迎をしてくださいということで現地で指導することも考えながら、ルールやマナーの徹底といったものを図っていきたくと思っていますし、私どもが直接指導することによって保護者の皆様にルールの重要性といったものを実感していただいて、より安全な送迎が実現できるんじゃないかということで、そこは私どもも期待をしながらそういったこともしていきたいと思っていますので、今議員さんからご指摘があったとおり、砂川学園開校後の児童生徒の送迎車に対する対応といったものについては、できる限りの対策を講じながら子供たちの安全確保に努めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今教育長がおっしゃられたように、4月から義務教育学校が開校になります。何も事故もないで子供たちが本当にいい教育で育っていけるように、私は2つ今回通学路に関してのお話をしましたけれども、やはり通学、下校、このときが一番子供たちにとっては危険な状態に出会う可能性が多いときだとも思っていますので、その辺のとこ

ろは本当にみんなが安全に教育を受けられるように教育委員会に頑張っていて、いい義務教育学校がスタートできるように本当に心から願っていますので、お願いして私の一般質問を終わります。

○議長 多比良和伸君 一般質問は全て終了しました。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 0時03分